

2023-2025 年度円借款事業に係る調達支援業務（コンサルタント選定支援）

（公示日：2023年2月3日／公告番号：22a00946iについて、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P.6	第1 10-2. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施	<p>第1 10-2. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施 『技術提案書のご提出後、提出全社に対して、以下のとおり、技術提案内容に関するプレゼンテーション実施を依頼する予定です。プレゼンテーションは対面での実施を予定しています。』と記載されています。</p> <p>プレゼンテーションが予定されている3月10日に海外出張等で、対面での実施が難しい場合、Teams等を利用したオンラインでの実施は認められるでしょうか。</p>	<p>当初対面を想定しておりましたが、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、以下JICAからのお知らせのとおり修正いたします。</p>
2	P.6	第1 10-2. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施 (2) 実施方法	<p>第1 10-2. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施 (2) 実施方法において、『参加者からのプレゼンテーション（説明）時間は15分を上限とし、質疑応答の時間をあわせて、参加者あたり、30分程度とします。プレゼンテーションの実施者は、本件業務の総括者及び評価対象となる調達支援専門家IIとしてください。』と記載されています。</p> <p>プレゼンテーションの実施者は、本件業務の総括者及び評価対象となる調達支援専門家IIとなっていますが、各評価対象者がそれぞれ15分を上限とするプレゼンテーションを実施するということでしょうか。もしくは、1社あたり15分を上限とするプレゼンテーションを実施するということでしょうか。後者の場合、2者間の配分等、留意すべき事項はありますか。</p>	<p>1社あたり15分を上限とするプレゼンテーションを実施するとの意です。特段留意すべき事項はありませんが、「評価表」に記載のとおり2者とも業務内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答の結果を含め評価します。</p>
3	P.13	業務仕様書 下から1行目	<p>委託先は、以下 1)～3)の期間を通じ、委託先自身が主体的に・・・に連絡を行い、調整を図ることありますが、委託先が主体的に連絡・調整を図るのは、JICAよりInfo Sheetを受領した後のことであるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、委託先に主体的に連絡・調整を図っていただくのは、弊機構よりInfo Sheetをお送りした後になります。</p>

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
4	P. 15	業務仕様書 上から2行目	RFP 案・詳細評価基準案については、受領のタイミングに関わらず最終化まで確認・コメントフィードバックを行うとありますが、これは、基本的に現地業務フォロー（原則1回派遣当たり5日間）の内数としてカウントされるという理解でしょうか。仮に、左記業務のために追加的に丸1～2日の日数を要するような場合は、業務日数の追加に配慮いただけるのでしょうか。	RFP案・詳細評価基準案に係る事前の確認およびセミナー後の質問等への対応については、基本的に国内事前準備期間および現地業務フォロー期間（原則1回派遣あたり各5日間）の中でご対応いただく想定です。業務日数の追加は想定していませんが、当該業務日数の中では対応が難しいと思われる依頼がある場合にはご相談いただき、弊機構にて対応を検討します。
5	P. 23	社としての経験。能力（2）資格・認証等	社としての資格・認証は、大きな企業であれば取得する意味があるのかもしれませんが、特定のコンサルティング業務に特化した小規模な企業においては、それらを取得する意味もあまり認められず、コストも掛かることから同資格・認証を取得しているところが必ずしも多くないと思います。また、本業務に直接関連し、業務遂行のために取得が望ましい資格・認証も評価対象に含まれています。日本政府の方針なのかもしれませんが、小規模なコンサルティング企業にとっては、評価点で大きなハンデとなると思いますが、評価基準の考え方についてご教示下さい。	評価表に記載の資格・認証は、日本政府の方針に基づき、価格以外の要素を評価する調達を行う際、評価に加味することを一律求められているものです。評価基準については、当該資格・承認を有している場合は10点を満点として評価を行います。また、当該資格・承認の一部または全部を有していない場合は10点より減点し評価をします。
6	P. 6 10-2(2) プレゼンテーションの実施 p. 23 評価表 3. 業務主任者及び評価対象となる業務従事者の経験・能力		プレゼンテーションは業務主任者と評価対象となる業務従事者の2名が必ず出席する必要がありますか。別業務等で当日の出席がかなわない場合には何らかの配慮がありますか。それとも自動的に欠席であるために減点となりますか。	プレゼンテーションは原則、業務主任者と評価対象となる業務従事者2名とも対面での実施を予定していますが、やむを得ない事情がある場合には、Teamsによるオンラインでの実施も認めます。その場合でも、可能な限り1名は対面での実施とし、やむを得ない場合には2名ともオンラインでの実施を認めます。「評価表」に記載のとおり2者とも業務内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答の結果を含め評価しますので、欠席の場合は当該評価項目の評価に影響します。
7	6頁 44頁	【6頁】 「10-2. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施」 【44頁】 9. 技術提案書のプレゼンテーション 2023/03/10（金）」	プレゼンテーション日程は2023年3月10日に設定されています。同期間に評価対象者のうち1名が貴機構の業務実施のために途上国に滞在予定です。当該日程が移動日であることから、プレゼンテーション実施に支障を来す可能性があるため、以下ご照会させていただきます。 ・プロゼン日程の変更は可能でしょうか？ ・プレゼン日程の変更が難しい場合、提示いただく時間の変更は可能でしょうか？ ・評価対象者2名の出席は必ず必要でしょうか（1名でもよろしいでしょうか）？ ・評価対象者1名が出席できない場合、当該対象者の評価点に影響するのでしょうか？	・プレゼンテーション日程の変更はできません。時間については調整可能です。 ・「評価表」に記載のとおり評価対象者2名とも業務内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答の結果を含め評価しますので、欠席の場合は当該評価項目の評価に影響しません。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
8	13頁 14頁	【13頁】 4. (1) 業務対象国・派遣回数 計：18カ国49回 【14頁】 2) 現地業務（…1案件につき原則2回派遣を実施する。）	・14頁の「1案件につき原則2回派遣」から解釈するに、13頁の4（1）表において、例えば、「インドネシア 2回」の意味するところは、インドネシアでは1案件のみが支援対象、ベトナムについては「ベトナム 6回」なので3案件が支援対象、と理解すべきでしょうか。 ・同表の「ナイジェリア 1回」の意味は、「原則2回派遣」がそもそも予定されず、派遣は一度のみの予定であるということでしょうか。もしもそうであれば、他件と異なり、一度のみの現地業務で事足りるであろうとご判断された背景・理由をお教えいただけませんか。	・ご理解のとおり、派遣回数の「インドネシア 2回」は1案件が支援対象見込み、「ベトナム 6回」は3案件が支援対象見込みです。 ・ナイジェリアの派遣回数が1回となっているのは、1回目の支援を実施済であるためです。
9	15頁	「現地業務前にRFP案・詳細評価基準案を受領した場合…」	・RFP案・詳細評価基準案のドラフト作成が、実施機関等に本支援チームを呼び寄せる条件として課されるというわけではなく、あくまで、実施機関側の自主努力の結果、もしも案が作成されている場合には事前に送付してもらい、当該案へのコメントフィードバックを行う、一方、案が作成されていない場合でも派遣要請はありえ、案のない前提で現地業務を実施することがある、という意味で捉えてよろしいでしょうか。	RFP案・詳細評価基準案の作成は、実施機関側に本支援を依頼する条件として課されるものではありません。案が作成されていれば、事前に共有してもらい、内容を確認した上でセミナー中にレビュー・コメントフィードバックを行っていただきます。特に円借款事業の経験がない、または浅い実施機関が支援対象となっている場合、案が作成されていない段階で本業務を実施することも多く想定されます。
10	15-16頁	3) 現地業務フォロー 「④RFP案・詳細評価基準案を受領した場合、最終化まで確認・コメントフィードバックを行う。」	・「最終化」とは、具体的にどのタイミングを指しているのでしょうか。実施機関から貴機構に対して同意申請が発出されるまででしょうか。あるいは、貴機構コメントを踏まえた修正を行い、貴機構に修正版を再提出し、貴機構からの同意を得るまでを指すのでしょうか。	RFP案・詳細評価基準案の「最終化」とは、実施機関からJICAに対して同意申請がなされる段階を指しています。
JICAからのお知らせ				
1		第1 10-2. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施	【変更前】 10-2. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施 技術提案書のご提出後、提出全社に対して、以下のとおり、技術提案内容に関するプレゼンテーション実施を依頼する予定です。プレゼンテーションは対面での実施を予定しています。 (1) 日時：別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。 (2) 実施方法：参加者からのプレゼンテーション（説明）時間は15分を上限とし、質疑応答の時間をあわせて、参加者あたり、30分程度とします。 プレゼンテーションの実施者は、本件業務の総括者及び評価対象となる調達支援専門家Ⅱとしてください。プレゼンテーションは、技術提案書内容の要約版の提示も可としますが、提出済みの技術提案書のみによる説明でも結構です。	【変更後】 10-2. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施 技術提案書のご提出後、提出全社に対して、以下のとおり、技術提案内容に関するプレゼンテーション実施を依頼する予定です。プレゼンテーションは原則、業務主任者と評価対象となる業務従事者2名とも対面での実施を予定していますが、やむを得ない事情がある場合には、Teamsによるオンラインでの実施も認めます。その場合でも、可能な限り1名は対面での実施とし、やむを得ない場合には2名ともオンラインでの実施を認めます。 (1) 日時：別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。 (2) 実施方法：参加者からのプレゼンテーション（説明）時間は15分を上限とし、質疑応答の時間をあわせて、参加者あたり、30分程度とします。 プレゼンテーションの実施者は、本件業務の総括者及び評価対象となる調達支援専門家Ⅱとしてください。プレゼンテーションは、技術提案書内容の要約版の提示も可としますが、提出済みの技術提案書のみによる説明でも結構です。